

議 事 日 程 第 4 号

令和5年12月4日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 議第80号 米沢市特別職の職員の給与に関する条例及び米沢市病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について

日程第3 議第81号 米沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第4 議第82号 令和5年度米沢市一般会計補正予算（第10号）

日程第5 議第83号 令和5年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

日程第6 議第84号 令和5年度米沢市後期高齢者医療費特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議第85号 令和5年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

議事日程第4号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1番	佐野洋平	議員	2番	成澤和音	議員
3番	高橋千夏	議員	4番	関谷幸子	議員
5番	高橋英夫	議員	6番	高橋壽	議員
7番	小久保広信	議員	8番	影澤政夫	議員
9番	山村明	議員	10番	堤郁雄	議員
11番	植松美穂	議員	12番	古山悠生	議員
13番	島貫宏幸	議員	14番	木村芳浩	議員
15番	相田克平	議員	16番	遠藤隆一	議員
17番	太田克典	議員	18番	我妻徳雄	議員
19番	山田富佐子	議員	20番	佐藤弘司	議員
21番	鳥海隆太	議員	22番	島軒純一	議員

23番 齋藤 千恵子 議員

24番 工藤 正雄 議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市長	中川 勝	副市長	大河原 真樹
総務部長	神保 朋之	企画調整部長	遠藤 直樹
市民環境部長	佐藤 明彦	健康福祉部長	山口 恵美子
産業部長	安部 晃市	建設部長	吉田 晋平
会計管理者	本間 加代子	上下水道部長	安部 道夫
病院事業管理者	渡邊 孝男	市立病院 事務局長	和田 晋
総務課長	高橋 貞義	財政課長	土田 淳
政策企画課長	伊藤 昌明	教育長	土屋 宏
教育管理部長	森谷 幸彦	教育指導部長	山口 玲子
選挙管理委員会 委員長	玉橋 博幸	選挙管理委員会 事務局長補佐	竹田 好秀
代表監査委員	志賀 秀樹	監査委員 事務局長	佐藤 徹
農業委員会会長	小関 善隆	農業委員会 事務局長	小田 浩昭

出席した事務局職員職氏名

事務局長	栗林 美佐子	事務局次長	細谷 晃
議事調査主査	曾根 浩司	主 任	齋藤 舞有
主 任	黒金 正澄		

午前１０時００分 開 議

○相田克平議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第４号により進めます。

.....

日程第１ 一般質問

○相田克平議長 日程第１、一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一つ、学校施設を使用する際の使用料の取扱いについて外２点、17番太田克典議員。

〔17番太田克典議員登壇〕（拍手）

○17番（太田克典議員） おはようございます。

市民平和クラブの太田克典です。

まずもって早朝から、またお忙しいところ傍聴においでくださいました皆様に、心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

初当選以来、26回目の一般質問になります。今回は、３項目を取り上げました。

１項目めは、学校施設を使用する際の使用料の取扱いについて伺います。

この質問は、学童保育所の関係者から寄せられた声が発端です。その声を御紹介しますと、次のとおりです。

小学校の体育館を借りて学童保育所の子供たちを遊ばせたいと考え、子供たちの通う小学校に使用許可申請を行った。また、使用料の減免申請書をもって教育委員会に提出した。なかなか返事が来ないので、教育委員会に電話で問合せしたところ、以下のことを告げられた。10月からは減免しないこととなりました。学童は減免しません。スポ少はどうなるのかと聞くと、スポ少もそう考えていますと言われた。また、来年度、令和６年度からは全て有料になる。

この件については、10月27日の市政協議会でも質問しています。しかし、その際当局は即答できず、約15分後の中断後になされた答弁も十分なものではなかったため、再度この一般質問で取り上げた次第です。改めて、伺います。

（１）使用料の減免についてはこれまでどのような取扱いになっていたか。

使用料の減免申請について、これまでどのような団体から申請があり、減免の許可、不許可の取扱いはどうなっていたのでしょうか。具体的な件数を含めて状況をお知らせください。

（２）取扱いが変わったのはどのような理由によるものか。

これまで減免申請については、前年度末や当該年度当初に申請すれば、以後、使用のたびに申請する必要がなく、年度を通して適用されてきたと聞いています。今回の取扱いは、今年度当初に減免を申請した場合や他団体との整合性を欠いていないのでしょうか。年度途中での申請となったため、取扱いが変わったのでしょうか。これまでと同様な活動について減免が認められなかったのはなぜでしょうか。理由をお聞かせください。

（３）令和６年度からの減免の取扱いはどうなるか。

来年度からは減免を認めない方針なのでしょうか。スポーツ少年団に関しても、同様に心配する声があります。学童保育所やスポーツ少年団は、子育て支援やスポーツ振興の観点からも、団体として減免を認めるべきと思いますが、市としての見解を伺います。

２項目めは、整備予定としている学校給食共同調理場の浸水対策について取り上げました。

米沢市教育委員会が今後整備を予定している学校給食共同調理場が浸水想定区域内にあることは、当局も分かっていることと思います。そこで改めて、学校給食共同調理場の浸水対策について伺います。

（１）要求水準書に掲げた浸水対策はどのような

なものだったか。

(2) 入札決定に当たり、落札業者が提案した浸水対策はどのようなものだったか。

提案された浸水対策の具体的な内容とそれに対する市の考え方を改めて伺います。また、今後新たな対策を追加することが可能なかどうか。もし可能な場合、施設整備費や総事業費、市負担への影響はどのようなものになるかお知らせください。

3項目めとして、米沢市版DMOと米沢観光推進機構の具体的な活動内容について伺います。

先日、米沢観光推進機構の会員となっている団体も含めて、それぞれの地元、地域で観光資源や歴史的・文化的資源の維持管理を担っている数団体が集まって意見交換を行いました。そこでは、「そもそもDMOとは何かまだよく分からない」、「特定の団体のための事業になっていないのか疑問である」、「我々の団体にどのような影響や恩恵があるのか具体的に示してほしい」という意見が出されました。

そこで改めて、米沢市版DMOの役割、具体的な取組について伺います。

(1) 米沢観光推進機構の会議等の開催状況、会員団体への情報提供や会議・意見交換の場はどうなっているか。

昨年4月に、産業建設常任委員会協議会、市政協議会に提出された資料には、米沢観光推進機構の役割として、プラットヨネザワ株式会社からのデータ提供を受け、同社との合意形成を図ることが示されています。そこで伺います。

同機構設立総会以降の総会等の開催状況や協議の内容はどうなっているのでしょうか。設立以降、会員団体にどのような情報が提供され、会議・意見交換の場がどのように開催されたかお知らせください。

(2) 地域の観光資源、歴史的・文化的資源をこれからも生かしていくため、DMOが果たすべき役割をどう考えているか。

DMOの特徴は、一つの会社だけでなく、地域全体がよくなっていくための方法を考えることではないでしょうか。市内各地域で観光資源を維持管理している皆さんは、DMO事業の内容が具体的に示されないため疑問を持っていますが、一方で、多額の事業費が交付されていることから期待もしています。そこで改めて、今後の取組についてお知らせください。

以上、演壇からの質問といたします。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私から、1の学校施設を使用する際の使用料の取扱いについてと、2の整備予定としている学校給食共同調理場の浸水対策についての御質問についてお答えいたします。

初めに、1の(1)使用料の減免についてはこれまでどのような取扱いになっていたかですが、学校施設を使用する際の使用料は、学校の授業または諸行事に支障がない場合等において、施設利用者が許可を得て施設を利用する際に得られる受益の対価としてひとしく負担していただくものであり、この使用料は学校施設の維持管理費用の財源となるものです。

この使用料は、特別の事情がある場合には使用料を減免することができる旨を条例及び規則の減免規定により定めているところです。

使用料の減免申請について、これまでどのような団体から申請があったかについては、個々の団体名は差し控えさせていただきますが、市内の各スポーツ少年団や各地区コミュニティセンター、保育園、幼稚園、中学校、消防団、学童保育等、それぞれ公益的な活動をされている団体からの申請が多くなっています。

なお、今年度の学校施設使用料減免申請の申請件数は小学校、中学校合わせて145件であり、そのうちスポーツ少年団に関するものが32件、学童保育所に関するものが7件となっているほか、各団体から多数申請があるところです。

なお、御質問の日曜日、祝日の件数については、一つの申請で複数日の減免申請が可能としていることもあり、使用される団体ごとの実使用日数や、曜日ごとの使用状況の分類集計などは取りまとめを行っておらず、お答えすることができませんので御了承願います。

今回の学童保育の使用許可の手續に当たっては、申請書の記載に不備があったことから、使用内容の聞き取りの結果、放課後児童健全育成事業の活動を行う団体ではあるものの、学童保育の閉所日である日曜日に行われる親子行事とのことであり、内部関係者の私益的なもので、本来の活動とは異なる理由であったことから、公益上の必要性を言うには無理がある旨を申請者に御理解いただいた上で、使用料を納入され使用されております。

なお、学童保育本来の活動内容に関しては、これまでどおり減免の取扱いとしているところです。

次に、（２）取扱いが変わったのはどのような理由によるものかについてお答えいたします。

使用料の減免に関しては、年度当初の手續か年度途中の手續かにかかわらず、これまでどおり米沢市教育機関の使用料及び入館料の徴収等に関する規則第５条の規定に基づき判断しており、このたび取扱いが変わったということはありません。

使用料は、受益に応じた負担の考え方により、利用者が負担することが原則であります。その上で、減免は公益性の高い活動等を支援する観点から行う例外的な措置として、条例や規則にその取扱いを定めているところです。利用者からの減免申請を受け、減免基準を満たしているかどうかの確認のため、説明を求めたり追加の資料等の提出をお願いしたりする場合がありますが、減免の基準を満たしていることが確認できない場合は、使用料を減免することができないところです。

さらに、公共的団体等であっても一律に減免対

象となるものではなく、使用目的に公益上の必要性があることも併せて判断しております。例えば内部関係者のみで行われる親睦会といった場合は私益的なものであり、公益上の必要性があるとは考えられないことから、原則として減免を認めていないところです。

次に、（３）令和６年度からの減免の取扱いはどうなるかについてお答えいたします。

令和６年度からの減免の取扱いについては、これまで同様に、条例や規則に定めている減免基準を満たしているかどうかの確認を慎重に行ってまいりたいと考えております。

次に、２、整備予定としている学校給食共同調理場の浸水対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、（１）要求水準書に掲げた浸水対策はどのようなものだったかとの御質問についてですが、要求水準書の施設整備業務に関する要求水準の中で、対浸水を含めたその他災害等については、国土交通省が制定した官庁施設の基本的性能基準に準拠して必要な性能を確保することを明記しております。

官庁施設の基本的性能基準とは、国家機関の建築物及びその附帯施設の営繕等を行うに当たり、官庁施設の性能の水準並びに技術的事項及び検証方法を定め、官庁施設として有すべき性能を確保することを目的に定められた基準になります。

この基準から、本市が整備する学校給食共同調理場における対浸水に関する性能水準は、人命の安全の確保に加え、水害後の速やかな業務再開が可能となるよう一定の浸水の防止が図られていることと解されるところであり、水準を確保するためには、建築物内への浸水を防止するための水防設備の設置等の措置が講じられている、もしくは、建築物内への浸水が発生した場合でも、機能の復旧が考慮された設備の配置とするなど、当該基準に示された技術的事項を満たす必要があるものと捉えております。

次に、（２）入札決定に当たり落札業者が提案した浸水対策はどのようなものだったかについてお答えいたします。

落札した事業者グループの浸水対策に関する提案については、共同調理場１階の床高を地盤面から１メートル高い位置にすることと、受水槽の基礎を地盤面より１メートル高くするというものでありました。

１階の床高を地盤面から１メートル高い位置にするということは、トラックからの荷受けのしやすさを考慮して、学校給食共同調理場としてよくある構造である一方で、浸水の対策としても有効な対策であると考えております。また、受水槽の基礎高を地盤面から１メートルとすることについては、給水の機能を維持する観点から有効な対策だと捉えております。

今後、具体的な設計を行っていく中で、提案内容が具現化されていくわけですが、その間、積み重ねていく各種打合せを通して、浸水対策を含めた詳細な内容について協議、検討してまいります。

また、新たな浸水対策の追加はできるのかとの御質問ですが、入札公告時に公表しております仮事業契約書（案）において、「市は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ、応募者提案の範囲を逸脱しない限度で、設計の変更を求めることができる」としていることから、この条件を逸脱しない内容であれば新たな浸水対策の追加は可能と考えられますが、同じく、仮事業契約書（案）において、「設計変更により事業者に追加的な費用が発生したときは、市が合理的な当該費用を負担する」としていることから、増加した費用は市が負担することになります。なお、現時点では、本市が事業者に対し、既に要求水準書で示したもの以外の新たな浸水対策の追加を求める予定はありません。

私からは以上です。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、３番、米沢市版DMO・米沢観光推進機構の具体的な活動内容についてお答えいたします。

初めに、（１）の米沢観光推進機構の会議等の開催状況、会員団体への情報提供や会議・意見交換の場はどうなっているかについてでありますけれども、まず、米沢観光推進機構の会議などの開催状況につきましては、規約において定めている会議体といたしまして、総会、幹事会、戦略会議の３つがございます。

まず、総会につきましては、米沢観光推進機構を構成する全会員で構成しており、これまで、昨年の設立時に開催した設立総会と今年５月に開催した通常総会の２回を開催しております。この総会の機能としては、役員の選任や規約の制定及び変更のほか、事業計画や収支予算、事業報告、収支決算などについての審議であります。

次に、幹事会につきましては、会長、副会長及びその他の幹事で構成しており、設立以降、書面による開催を含めて４回開催しております。幹事会の機能としては、総会への付議事項の決定、戦略会議の掌握のほか、進捗状況を共有することとしております。

次に、戦略会議につきましては、事業戦略の策定、戦略の進捗管理及び調整、評価、成果測定などの事項を分掌し、設立以降、今年９月まで計１１回開催しております。戦略会議の機能としては、計画に対する進捗状況などを共有・確認し、評価、改善を図りながら施策を展開することとしております。

次に、各会員への情報提供や意見交換の場の提供についてですが、国の補助金の活用に関する説明会やインバウンド戦略に関するセミナー、観光資源を案内するガイドの養成講座などがありますが、引き続きタイミングを逃さず、その都度情報提供や意見交換などを実施していきたいと考えております。

こうした経過の中、当機構の幹事会におきまし

て、会員全体の合意形成が不足しているとの御指摘もいただいておりますので、関係団体に対してDMOのビジョンや事業経過について説明を継続し、丁寧に実施していくほか、活動状況をより多くの会員などに発信してまいります。

今後の取組としましては、会員を対象にした各種セミナーや勉強会の開催を予定しており、参加者の見識を持ち寄って意見交換ができる場を設けつつ、地域が抱える様々な課題に対して会員と協働し、役割を分担しながら解決していく取組の実施なども検討してまいりたいと考えております。

次に、(2)の地域の観光資源、歴史的・文化的資源をこれからも生かしていくため、DMOが果たすべき役割をどう考えているかについてですが、御意見にありましたとおり、本市には豊かな自然、歴史・文化など、他の地域に誇れる様々な観光資源がありますが、それらを保全活用する団体の一部が高齢化、後継者不足、財源不足などにより、維持管理していくことが困難な状況になっていることは把握しております。

このような中で、DMOが地域の観光資源を観光まちづくりに生かしていくために果たすべき役割は、歴史的・文化的背景やストーリー性など、その価値を最大限に生かしながら観光資源として磨き上げや掘り起こしを行うことで、観光客にとって魅力ある資源にしていくこと、また、その資源を効果的に情報発信して、知名度の向上、維持管理する団体の活性化につなげていくことであると考えております。

このため、DMO自体が観光資源の維持管理に係る経費を直接支援することは考えていないところではありますが、各地域の団体が維持管理を行っている資源は、観光資源としてだけではなく、歴史や民俗、芸能など多面的な側面を併せ持っていることから、その分野の関係団体や観光関連団体とも協議しながら、例えば文化財として、あるいは企業メセナの観点などから、こういった支援

の可能性あるのかを検討してまいりたいと考えております。

また、今後の事業計画におきましては、観光資源の情報を一元的に管理する観光情報サイトを構築することとしておりますので、これにより情報発信していくことで、歴史・文化の継承や観光資源の保全・保護に寄与していきたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) まずは、御答弁ありがとうございました。順次、質問席から質問させていただきます。

本日は、学童保育所の関係の方も傍聴においでになっています。まず、学童保育所が学校施設、小学校の屋内運動場、体育館ということですが、それをお借りする際、その使用料の取扱いについて伺っていききたいと思います。

改めて確認しますが、今回のある特定の学童保育所さんで使用したいと。そこが減免にならなかった。この取扱いは、今年度ほかの学童さんも同じような申請をされていると思いますが、あるいはこれまでの取扱い、それと変わっていない、変わらない取扱いだったということでしょうか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 根拠になっております例規、それから取扱いの基準等については変更しておりませんので、取扱いは変わらないと、変わっていないということでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 基準そのもの、文章、文言は変わっていないかもしれませんが、その取扱いが変わっていないかとお聞きしています。いかがですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 変わっておりません。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 変わっておらないということで、それでは私のところに連絡してきた方ですね。こういうふうな教育委員会からの電話での答弁があったということで、私のところにその答弁内容を知らせてこられたわけですが、もうびっくりしてですね。今までと違うと、何で減免にならないのだろうと。非常にびっくりして驚いて、こういうことを言われたのだということで連絡してきたわけです。でも、それはこれまでと変わらない取扱いだったと。再度確認しますが、それで間違いはないですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 間違いないところでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） それでは、改めて伺いますが、今回の申請については不備があったということで、改めて申請し直していただいたようなことを答弁されました。こちらから、いつまでたっても連絡が来ないので、教育委員会に聞き直してやったということです。そして、先ほどのような話がされたということですが、少し言うところがそこで食い違っているような気がします。一方では、教育委員会としては不備があった。不備があったのであれば、なぜすぐに連絡して、申請書に不備がありますよと、出し直してくださいと、そういう連絡をしないのですか。いつまでたっても連絡が来ないので、どうしたのだろうと思って使用日の直前になって確認したということです、申請者。何でそういうことが起きるのですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 10月12日に申請書が教育委員会に届いているようでございます。その間、先ほど教育長から答弁させていただいたとおり、記載事項に若干の不備がありまして、その内容について、どのような形で確認したらいいかというところも含めて、少し事務処理に時間を要したと

いうことでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 電話で問合せしたのが25日です。2週間くらい間が空いているわけですが、どのような不備だったのですか。形式的なものでしょう。どういう不備があったのですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 まず、申請書の減免の記述であります、10月から何日という日にちが入っていなかったこと、あるいは来年の3月31日までという期間とありましたが、その間の親子行事、レクリエーションという内容で記載がありました。これについて、太田議員がおっしゃるとおり、すぐに学童クラブさんに確認すべきではありましたが、その内容について、教育委員会内部でもこれまでの減免と照らし合わせながら、少し事務処理に時間を要したということでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） そのような中身であれば、何で市政協議会のときにすぐ答弁できないのですか。15分も中断してやっと答弁しているのです。非常に疑問です、取扱い。おかしいのではないですか。後から理由を取ってつけていると勘ぐられても仕方ないような、そういう状況になっていませんか。

それから、今回減免にならなかった中身、なぜ減免されなかったのか。一つは、日曜日の活動だと、学童保育所が閉所しているそのときの活動だという答弁がありました。もう一つは、本来の活動ではないと、したがって今回は減免しなかったのだと、そういう答弁でした。間違いありませんか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 教育長の答弁のとおりでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 市政協議会のときにもたしか指摘したと思いますが、学童保育所の業務

の中身については、米沢市放課後児童健全育成事業業務委託契約書、それから同委託仕様書、これに基づいて事業の中身を米沢市と契約を取り交わしています。改めて健康福祉部長にお伺いします。この仕様書等の中身を見ますと、委託している業務の内容として、保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることとされています。それから、開所日については年間250日以上とすること、それから開所時間については、小学校の授業のある日、これは3時間以上、小学校の授業の休業日、学校休業日8時間以上、そういうことが規定されています。これに照らし合わせると、今回の使用許可申請に係る学童保育所さんの事業、これは本来の学童保育所の事業ではないと言えるのですか。どうですか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 放課後児童クラブの事業につきましては、国の補助事業を財源に委託している事業になっております。国の補助要綱や放課後児童クラブの運営指針、これは国が定めている運営指針に基づいて運営していただくということになっておりますので、この内容については、各クラブさん十分御承知のことと思っております。

この指針によりますと、先ほど議員がお述べのとおり、放課後の安全な居場所づくり、遊びの場所、あとは子供の人権を守るもののほか、地域の方々とか、あと保護者の方との連携を取りながら、また、保護者の方には放課後児童クラブの事業、行事に参加していただくということも業務の中に一つとして捉えてくださいということで事業がなっているところであります。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） ということは、今回の使用申請、それも学童保育所の本来の事業ではないとは言えないと。そうですね。違いますか。そこをはっきり教えてください。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 放課後児童クラブの事業につきましても、先ほど述べさせていただいたとおり、この要綱に沿って該当するかどうかということで、開所日に当てはめることができるかということはよく問合せ等ございます。こちらについては、主催者が放課後児童クラブの場合については開所日として取り扱っていただきたい。また、保護者が主催する場合は開所日には当たらないということで指導させていただいております。ただ今回の場合、時間が8時間以上ではありませんでしたので、補助金上の開所日には該当してはいなかったところです。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 規則等に照らし合わせようということとはあまり言いたくありませんが、一方で、9月定例会でも学童保育所の運営事業についてはお聞きしています。学童保育所と共に、米沢市は米沢市として学童保育を充実・発展させていくという基本方針を持っていますかとお聞きしています。これに対して健康福祉部長は、そのような姿勢に変わりはないという答弁をされています。これは当然米沢市としての姿勢ですから、教育委員会でも同じような基本方針、そういう姿勢に変わりはないと、そのようなことで捉えてよろしいですか。いかがでしょう。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 今御質問の件に関しましては、そのように捉えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 先週、佐野議員の質問に対して、少子化の傾向、これは企画調整部長から答弁がありました。具体的な数字、人数については言及がありませんでしたので、私から御紹介したいと思いますが、これまで米沢市の出生数、一番少なかったのが令和3年度、おとしです。412人です、年間。これは令和3年度の10年前と比べると300人減っております。昨年度、令和4

年度は若干持ち直していますけれども、それでも436人ということでした。問題は今年度です。10月末現在の出生数、お聞きしております。今年度は226人ということでした。これは、今まで一番少なかった令和3年度の出生数の同時期、10月末現在の出生数よりさらに20人少ないのです。そうしますと、今年度、来年の3月までに生まれる子供の数、400人を割り込むのではないかと。これが現実味を帯びてきています。

ちなみに20年前は、平成15年度、平成16年度は両方800人を超えていますので、この20年で半分になっているわけです。こうした状況を捉えると、少子化対策、子育て支援、施策の充実、これはもう何回も議会でも指摘されていますが、喫緊の課題です。喫緊の課題、もう何回その言葉が出ているか分からないくらい。そうしたときに、学童保育所でお預かりしている児童、この子供たちが通う学校の施設を学童保育所さんが使って子供たちを遊ばせたいというときに、お金を取ると、米沢市は。それが米沢市の少子化対策、子育て支援の一環となっているのですか。子育てするなら米沢市だったのではないですか。米沢市は一体どこまで本気なのか。流れに逆行していませんか。いかがですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 太田議員の御指摘については、ある意味納得すべきところも当然ながらあるべきところがございますが、このたびの案件に関する減免の判断につきましては、例規にのっとり、さらに申請書に基づいて申請者から内容を丁寧に聞き取った上で、今回のケースでいきますと、当日は学童クラブの閉所日であるという中身が確認できたということで、学童本来の目的で使用するわけではないということから、社会教育団体、いわゆる公益的な団体ではあるものの、その使用目的が公益上必要かという判断に基づいて、今回については減免しなかったということでございます。

なお、学童クラブ本来の目的で使用する場合には、これまでも今後も減免していきたいと考えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 日曜日に児童が通っている学校の体育館を学童保育所としてお借りしたいと、これが学童保育所本来の事業ではないと、そういう見解ですね。それが米沢市の一貫した考え方です、今お聞きしますと。これで子育てするなら米沢市と言えるのですか。ちなみにですけれども、直接確認したわけではありませんが、県内、山形市、天童市、東根市、寒河江市等々では使用料減免です。そのようにお聞きしています。米沢市は違うのですね。ぜひともこれは見直していただきたい。学童保育所、団体として減免の対象だと、そのようにしていただきたいと思います。また、その対象となる施設、学校の施設はもちろんですけれども、各コミセン、これも同じようなことが言えるのではないのでしょうか。ぜひとも見直ししていただきたい。

少なくとも来年度から有料だなんていうことは、私が市政協議会で質問してそういう話がありましたということと言わなければ、黙ってもしかすると実施する、そのようなことになっていませんでしたか。どれだけ丁寧に説明すべきなのか。でも、説明したとしても、やはり時代の流れに逆行していると言わざるを得ません。これだけ少子化が進んでいる、何とかして子供を産み育てるまちにしていこうとみんなが頑張っていこうというときに、学童保育所では学校施設を借りようと思ったらお金を払わなければならないのだよと。それが学童保育の本来の事業としては認められなかったと。日曜日に学童保育所主催で親子行事をやりようとしたのだけれども、お金を払わなければならないとなったと。おかしくないですか。ぜひこれは見直していただきたいと思う。いかがですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 教育長答弁にありました

ように、今後、来年度も引き続き、例規にのっとって適切に判断してまいりたいと思います。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） ちなみにその決裁権者は教育管理部長だとお聞きしております。もし、これを教育長が実際に決裁するのであれば、やはり同じような決裁されましたか。もしされたとしたら、私は非常に残念だと思う。非常に残念です。大変恐縮ですが、教育長の今の考えをお聞かせいただけますか。

○相田克平議長 土屋教育長。

○土屋 宏教育長 本市の学校施設につきましては、それぞれの小中学校における授業とか諸活動など、教育活動での利用を最優先しているわけですが、議員お述べの本市のスポーツ振興や子育ての支援等を目的として、多くの市民の皆様に御利用いただきたいと考えております。

しかしながら、その前提として、やはり学校施設利用の環境整備を図る上でも、利用いただく団体の皆様には応分の負担をお願いしていかなければいけない。その上で、スポーツ少年団や学童保育で使用する場合についても、減免の可否を団体名で判断するのではなく、やはり利用目的の公益上の必要性で判断してまいりたいと考えています。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 時間がないので、次の項目に移ります。

学校給食共同調理場の浸水対策について伺います。

先ほどの答弁では、国土交通省の性能水準、これを示しているのだというお話でした。これは一般的なものですね。いかがですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 一般的というのをどういうふうに理解していいのかですが、国が定めた基準であります。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） もう少し砕いた言い方をしますと、浸水想定区域内にある建物について、特別な対策として示されている水準ですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 具体的に示されているものではないです。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） これまでもいろいろ答弁いただいておりますが、要求水準書では特に対策を求めなかったということだろうと思います。この点について2点、2方向からお伺いしたいと思います。

まず、米沢市地域防災計画、これは米沢市で制定されているわけです。令和4年3月18日、米沢市防災会議の制定です。その中に、233ページ、給食施設のことについて言及されています。大量に炊き出しが必要となり、炊き出し要員等が不足する場合は、既存の給食施設を利用し、日本赤十字社山形県支部及びボランティアの協力を得て炊き出しを実施するとともに、必要に応じ、知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。既存の給食施設を利用するということがうたわれています。

それから、264ページ、給食の一時中止措置、教育委員会及び学校長は、次のような事象が発生した場合、学校給食の一時中止措置について考慮すると。ア、災害が広範囲にわたり、災害救助のため学校給食施設を使用したとき。これは災害時に学校給食を提供するのをストップして、避難所に食べ物を供給する。そのため、学校給食施設を使用したとき、中止措置について考慮するのだという規定です。そのようなことで間違いないか、市民環境部長ですか、いかがですか。間違いないですか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 今、御質問ありました米沢市地域防災計画ではそのように定められておりますが、ただし、その前段としまして、炊き出

しにつきましては原則として避難所内、またはその他適当な場所を設定し、仮設の給食施設を設置するという大原則としておりまして、それによらない場合について、今議員から御質問があった既存の給食施設を利用する場合もあるという計画運用をしているところでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） あまり時間かけられませんので、233ページ、仮設給食施設というのは項目アですね。私が言っているのは項目イです。既存の給食施設を利用するのだと、そこで炊き出しをするのだと。ということは、防災計画上、給食センターは災害時に活用することが想定されていると解釈できるのではないですか。いかがでしょう。これは市民環境部長ですか。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 現状におきましては、既存の給食施設を利用し、ということで計画を立てておりますので、給食センターを利用するかについては今後の検討になるかと考えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 給食センターができれば、そこを活用するのだと、そういうことでしょう。もう既に給食センターができていれば、当然ここに該当して、それを活用してやるのだと、そういう計画ですよ。いいです、答弁。だとすると、災害時に活用することが計画上想定されているということであれば、浸水対策は必須である。ほかの学校に給食を提供する、それを中断してまでも、避難所にその施設を利用して提供するのだと、食事を、そのようなことをうたっているわけです。ただその浸水対策が十分かどうか、その工事が提案任せでいいのか。そういうことになりましたが、いかがですか。提案任せでいいのかどうかということです。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 要求水準書の中には、非常時及び緊急時の対応等という項目がありまし

て、その中に災害時における支援ということがあります。地震、災害等緊急時には、市の指示に従い、可能な限り食材・食料等の供給に協力するという表記があります。これに従って事業者から御提案いただいたということですが、今後の災害対策等については、当然ながら担当部署と共に協議すべきことと考えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 担当部署と共にこれからというお話がありましたが、少なくとも要求水準書で市としての方針は示さなかった、一般的な基準を示しただけだと。そこが問題でないかと私は申し上げているのです。

それから、もう一点、今度は財源の面から伺いますけれども、さきの9月定例会で影澤議員が質問しております。補助金の関係です。それに対して、このような答弁をされていまして。改めて山形県を通じて文部科学省に問合せしたところ、浸水想定区域に施設を建てることをもって国庫補助の対象外となることはないという回答が来ました。これは県を通じて文部科学省にメールで問合せしたようですけれども、そのメールの本文を今教育管理部長お持ちですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 手元でございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 本来であればそれを読み上げていただきたいところなのですが、時間がありませんので、私のほうで紹介したいと思います。同じメールの本文を持っています。文科省施設助成課所管の学校施設環境改善交付金については、浸水想定区域に施設を建てることをもって国庫補助の対象外となることはありません。これは答弁のとおりです。しかし、メールの文章はこれで終わりではないのです、実は。なお、給食施設は衛生安全面確保が必要となるので、浸水を想定した適切な対応を取っていただく前提となります。この部分の県からの担当者の回答、これに

全然触れていませんよね、9月定例会で。適用はされると、除外されることはない。ただし、それは前提があるのだよというお話ではないですか。これは何でそう答弁しないのですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 文科省からの回答につきましては、要求水準にある浸水を想定した適切な対応を取るという考えが元来ありますので、あえてお話しする必要はないと考えたところでございます。また、浸水を想定した適切な対応の具体策につきましては、今後、設計の中で詳細を確認してまいりたいと思っております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 何で9月定例会の答弁でそのことに触れなかったかと私は聞いているのです。なお書き以下のところ、おかしいではないですか。万一と思って、実は私、直接文科省に問合せしました。文科省ホームページの最下段に「御意見・お問合せ」というボタンがあります。そこからメールを受け付けていただいて、返信いただいています。それを御紹介したいと思います。

本市では、学校給食共同調理場を新たに建設することが計画されていますが、建設地として決定された場所が浸水想定区域になっています。市では建設費の一部に国庫補助金を充てる計画です。その質問の2項目め、その補助金の交付を申請するに当たり、浸水想定区域内に新たな公共施設として建物を建設することは、交付要綱等に照らして問題ないでしょうか。3、仮に建設そのものが認められるとして、浸水等の災害に備えて建築物に何かしら対策を講じる（設計上考慮する）必要はないでしょうか。これが私からの質問です。

それに対して回答いただきました。文科省文教施設企画・防災部施設助成課執行係、質問の2、3について、浸水想定区域内に学校給食の共同調理場を建設することについて、用地の確保など、それぞれの地域の実情も考えられることから、文部科学省として特段の制限等を設けてはおりま

せんが、洪水を含む自然災害が想定される地域の学校や関連施設については、その想定される自然災害に対し、ハード面とソフト面一体として必要な防災対策を確保することが重要と考えています。これは文科省の回答です。ハード面とソフト面一体として必要な防災対策、これを要求していませんよね、米沢市として。いかがですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 具体的な要求はしておりませんが、先ほど申し上げたような形で事業者には提案いただくようお願いしております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 要求水準書に掲げた国土交通省の基準は、水準は一般的なものでしょう。浸水想定区域に公共施設を建てるに当たって、そこは特別な配慮をすべき、当然です。そういう指示をしていないのではないですか。いかがですか、指示しているのですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 要求水準書を基に事業者からは御提案いただいたと。これに基づいて、今後協議を進めながら設計しまして、そのとおり、文科省のいわゆる指示どおり対応していきたいと考えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 先ほど提案があったのは2項目、ハード面だけです。床面、それから受水槽を1メートルかさ上げするのだと。それはハード面ですよね。総務文教常任委員会の協議会でもハード面ということで答弁いただいています。文科省が言っているのは、ハード面・ソフト面両面からと言っています。浸水したときに、浸水するかないかで回復も非常に違ってくる。しかも、衛生上、非常に重要な施設です。これをやはり特別に浸水対策、これをすべきだということで、米沢市としても指示すべきだったと。当然、一般的な項目とは違って、要求水準書に掲げるべきだった。そのように指摘させていただきたいと思いま

す。

3 項目めに行きますけれども、DMOに関して、一つの会社だけでなく地域全体がよくなっていくための方法を考えることだと、DMOはということですが、これは異論ないですね。いかがですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 そのとおりです。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 先ほど打合せ、会議させていただいた中では、例えば協働提案制度を米沢市で持っていますけれども、それを使うと、ハード面はいいかもしれませんけれども、例えば人件費としてメンバーに支払っては駄目だよという制限がある。そうしたことを考えると、人材を確保して維持管理していくためには、そういうソフト面に対する支援が必要なわけです。それに対してやはり特段の支援が必要だと、そういう話なのですが、DMOの枠内で考え方として、地域全体がよくなっていくために、そういったことも考えていただきたいと思います。いかがですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 DMO自体が、地域の様々な資源を管理していく、そういうふうな経費を直接支援するという考えは今のところ持っておりません。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） ぜひ持っていただきたいと思います。5月31日の市政協議会で米沢観光コンベンション協会会長に質問しまして、このような回答をいただいています。米沢市内には様々な観光資源、観光の対象となるものがあると。歴史的なもの、文化的なもの、史跡・遺跡もある。それぞれの地域で関係の方々が掘り起こして、活性化するという御努力をなさっておられる。そういった方々を応援するとともに束ねて行って、米沢全体としての盛り上がりをつくっていくという立場にあると考えている。我々に情報を流して

もらえばそれに応じていきますと、会長もおっしゃっています。情報を流してもらえればということですが、個々の団体が情報を流すのではなくて、市としてそういう流れ、そういったものを主導していただきたい。人材を確保して、維持管理事業を回していくための仕組みづくりを、ぜひ米沢市が主導してつくっていただきたいと思います。そのような要望が地域の中では大変強くあります。最後、この点ぜひ考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 今、様々な資源のお話がありましたけれども、そういう資源が持っている歴史的な背景であったり経緯、いろいろあると思います。その資源の持つ根源的な価値、そういうところからどういうところがどういう支援をまず考えられるのか。そこについてはしっかり御相談に乗りたいと思いますので、まずはお話ししたいと思います。よろしくお願いします。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） ぜひソフト面に力を入れてやっていただきたいと最後に要望して終わりたいと思います。

○相田克平議長 以上で17番太田克典議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

~~~~~

午前11時10分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、廃食用油のリサイクルの促進に向けて外1点、23番齋藤千恵子議員。

〔23番齋藤千恵子議員登壇〕（拍手）

○23番（齋藤千恵子議員） 皆様、こんにちは。

一新会の齋藤千恵子です。

今定例会、一般質問、最後の質問となります。

本日はお忙しい中、またお寒い中を傍聴にお越しくださいました皆様、本当にありがとうございます。心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

それでは、早速質問に入ります。

大項目1つ目、廃食用油のリサイクルの促進に向けてお伺いいたします。

廃棄物系バイオマス利活用は、低炭素社会や循環型社会の構築の観点から大変重要であり、廃食用油を分別収集、再資源化することは、この難題への現場からの具体的な解決の小さい一つの方法であると考え、廃食用油のリサイクルについて4度目の質問をさせていただきます。また、エネルギー政策の観点からも、本市の今後の方向性の御見解を伺いたいと思います。

小項目1つ目、地球温暖化防止対策と循環型社会の構築に向けての取組についてお伺いいたします。

地球温暖化の影響については、国連によれば、地球規模で各地で多大な影響が見受けられます。温室効果ガスの濃度が高まり、それに伴い地表の温度も上がります。2011年から2020年までの10年間、観測史上最も暑い時期でありました。1980年以降、10年ごとの気温は、直前の10年と比べても非常に高くなっています。ほぼ全ての陸地で猛暑日や熱波の増加が見受けられます。気温が高くなると、暑さに関連する病気が増え、野外の労働が困難になります。気温が高い気候条件では、山火事が発生しやすく急速に拡大しやすくなります。

また、北極圏の気温は、地球の平均の少なくとも2倍のペースで上昇しています。このように地球温暖化の影響により、干ばつの増加、海の温暖化と海面の上昇、生物種の喪失、食糧不足、健康リスクの増大、貧困と強制移住など、その影響は計り知れないものがあります。世界の温室効果ガス排出量を見れば、世界の二酸化炭素排出量は、

2020年約314億トンで、国別では日本は5番目に排出量の多い国です。

また、環境省が出しているIPCC第5次評価報告書では、温室効果ガス排出量が最大で濃度上昇の最悪ケース、RCP8.5シナリオでは、2100年に日本の真夏日の日数が現在約34日ですが、例えば新潟では約91日になるなど、長期的には100年当たり1.28度の割合で上昇するなど、顕著な影響が予想されます。

一方、国は、温室効果ガス削減について、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現することとし、また、それらの実現の道筋を2025年度までに立てることとしています。そこでお尋ねいたします。

本市の二酸化炭素の排出状況をお知らせください。さらに、米沢市地球温暖化対策実行計画の温室効果ガス実質ゼロのための施策展開の実施状況についてもお知らせください。

本市の置かれている状況に応じた取組を促すため計画を立てたものと思いますが、実際2030年までに確実に実現して、今のそして未来の市民を守る体制になっているのかどうかもお伺いいたします。また、気温変動が本市に与える影響の予測と適応策を具体的にお示しください。

令和2年に米沢市ゼロカーボンシティ宣言をした本市です。2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す具体的な方策をお知らせください。二酸化炭素排出実質ゼロを目指す本市では、より一層厳しい取組が必要と考えますが、いかがでしょうか。

小項目2つ目、脱炭素化に向けてのバイオ燃料についてお伺いいたします。

まず初めに、使用済天ぷら油リサイクルのメリットについてどのように認識しているかお尋ねいたします。

また、廃食用油は、大きく外食産業・食品製造業などの外食系と家庭系に分けられますが、万が一にもないとは思いますが、外食系と家庭系の廃

食用油を誤って水道に流してしまったなどという事故が過去に起こったことはなかったものかお伺いいたします。

環境省の生活雑排水対策推進指導指針によれば、誤って使用済みの天ぷら油20ミリリットルを流した場合、魚が住めるような水質に戻すには300リットルバスタブ20杯分のきれいな水が必要とされています。市民みなでこの環境を守っていくという意味で、過去にもし事故が起きた事例などありましたらお知らせください。

初めてこの廃食用油のリサイクルについて質問した平成23年から12年の月日がたちました。廃食用油のバイオディーゼル燃料化は開発が進んでいます。また、全国的にはBDF化、つまり化石燃料である軽油の代替燃料として、使用済天ぷら油を原料に精製されるバイオディーゼル燃料は、家庭からの廃食用油の回収が進み、量的にはまだまだ少ないものの、燃料化が非常に進んでいる現状です。そこでお尋ねいたします。

その後の本市における廃食用油のリサイクルが進んでいるものなのかどうか、現状をお知らせください。

最新の燃料化技術開発の動向など、例えばB5燃料、次世代型バイオディーゼル燃料、高品質バイオディーゼル燃料HiBDの実用化の研究については、それぞれどのように把握していらっしゃいますか。

また、課題解決に向け、これらを活用しようという取組など考えられないものなのでしょうか。年々研究開発の進む中、本気で本市が取り組むなら、何らかの先進的な取組を取り入れるべきと考えますが、お考えをお示しください。

次に、第3期米沢市環境基本計画についてもお伺いいたします。

地球温暖化対策の推進とごみの減量化・再資源化の推進をうたった米沢市環境基本計画です。その課題の一つに、資源化の促進があります。各目指す目標値、成果指標の達成状況をお知らせくだ

さい。目標と実績値の比較を表にして分かりやすく示すべきであると考えます。ごみ総排出量とごみのリサイクル率などの生活指標の達成状況もお示しください。こうした取組が市民の皆様にも啓発する手だての一つと考えますが、いかがでしょうか。

本市が本気で米沢市ゼロカーボンシティを目指すなら、先進事例を研究し、取り組むべきと考えますが、どのようにお考えでいらっしゃいますか。

改めてとなりますが、脱炭素化社会に向けた各自治体の役割は非常に大きなものがあると思います。循環型社会の構築の一環として、廃食用油の再利用のように、地球規模で環境を守り、次の世代にかけがえのない環境を引き継ぐための具体的な行動が求められていると思います。今こそ行政が率先してその対策に取り組む必要があると思います。お考えをお示しください。

次に、大項目2つ目、公職の選挙における「通称認定申請書」と「開票資料」についてお伺いいたします。

今年春の市議会議員選挙において、公職選挙法施行令における通称認定申請書と米沢市の開票資料について確認したい事柄があり、質問させていただきます。

この春の選挙の際、私は立会人を出せるかどうかの抽せんに当たり、立会人を出すことができました。投開票当日、立会人が最後に無効票の確認をした際、私の旧姓は「さとうちえこ」といいますが、無効票の中にその旧姓を書してくれた票が複数あったそうです。私は開票資料に「さいとう」や「ちえこ」とともに旧姓「さとうちえこ」も提出しています。当然私の立会人は「旧姓も申請しているから無効ではないのではないか」と申し上げたところ、「さとうちえこという候補者はいない」との選挙管理委員会の返答だったと、立会人は首をかしげて帰ってきました。

今回、本市議会では、女性議員が5人になります。今後ますます多様な方々が議員になってくだ

さることを願っております。旧姓と婚姻後の姓が全く違う姓もあれば、私のように「さとう」から「さいとう」といった一字違いといった似たような名字の例も中にはあると思います。

今回のことで、あらかじめ提出した開票資料の事前の説明会資料には、開票資料の添え書きとして米沢市選挙管理委員会事務局長さんのお名前です。開票の際、候補者の得票分類の参考資料とするため、候補者の氏名に代わる呼称や屋号等がありましたら、通称認定申請書の提出の有無にかかわらず、別表開票資料に記入し、提出してくださいと書いてありました。私は、今回も通称認定申請書に「齋藤千恵子」は漢字の字数が大変多いため、平仮名で「さいとうちえこ」と申請し受理いただきました。

一方、今回のことで、開票資料の基準の曖昧さを痛感いたしましたので、基準を明確化し、候補者に周知徹底すべきとの考えから質問させていただきます。

小項目1つ目、「通称認定申請書」と「開票資料」の基準についてお伺いいたします。

この通称認定申請書は、公職選挙法施行令に基づいているものと認識しておりますが、市議選の際にあらかじめ提出できる開票資料は何に基づいているのか御教示願います。また、本市における通称認定申請書の一連の手続を時系列でお知らせください。

また、通称として使用が認められない文字、呼称その他通称に関わる制約を具体的にお示しください。

一方、開票資料についてですが、今回抽選で立会人を出すことができ気づいた旧姓が得票に至らないという事実正直驚きました。旧姓の使用に当たっては、通称として認めるかどうかについて、総務大臣の令和2年の衆議院総務委員会会議録によれば、所管分野において、旧姓使用を可能にする取組を強化中、地方議員が議会活動において旧姓を使用することについては、各地方議会

の判断によって認められるもの、一部の地方議会ではそれが認められていない。総務省では、現在女性をはじめ多様な人材を地方議会に参画しやすくするための方策について検討。地方議会議員の在り方に関する研究会を開催。議長会において統一的な対応を検討いただきたいとの答弁をしています。

また、全国市議会議長会の議員の通称使用についてとして、議員の通称使用については、地方議会の女性の登用が進む中、婚姻等により旧姓で議員活動を行うことを希望する事例が増えるものと予想される。また、日頃通称で活躍し当選した議員が、その通称のまま議員活動を行うことを希望する場合も想定されるところ。ついては、議員の通称使用に関する国会における先例や総務大臣答弁等関連の資料を掲載。必要な措置を取るべきとしています。

このような旧姓使用に関する国の動きを受け、山形県でも実際旧姓で当選した女性議員がそのまま旧姓で活躍している例もございます。このような旧姓を使用して議員活動をしている例がある中で、本市では開票資料として提出している旧姓が得票にならない、その理由をお知らせいただきたいと思います。また、開票資料の候補者の本名に代わる呼称、屋号等の「等」とは何を含むのか、具体的にお示しいただきたいと存じます。さらに、開票資料の基準、適否を明確にお知らせください。

小項目2つ目、基準のより一層の明確化及び周知の徹底についてお尋ねいたします。

立候補の手続の書類は、時間をかけて丁寧にチェックいただき、告示日はスムーズな立候補手続ができますことに心から感謝申し上げます。その告示日に選挙長が公職選挙法施行令第88条第8項の規定により認定した通称認定申請書を受け取る仕組みです。こうした流れで候補者は、通称が認定されたかどうか分かります。一方、開票資料はその時点でも候補者に明確に示され

ていません。そこでお尋ねいたします。

開票資料は、ほかの提出書類と同じく、事前に選挙管理委員会にチェックいただき提出しているわけですが、提出後の効力判定の会議の過程を時系列でお示しいただきたいと思います。また、その基準、根拠を御教示ください。

市民の皆様の一票の重みについては今さら申し上げるまでもなく、不在者投票、郵便による投票、代理記載制度など、一票を棄権せず反映できるように様々な取組がなされ、投票率を上げ、一人でも多くの民意を酌もうとしています。

開票資料の手続の一連の流れ、取決めは、私には少し曖昧な部分があるように感じます。この状態は候補者に混乱を招くとさえ考えます。今後より一層の明確化と周知を図るべきと考えますが、いかがでしょう。

以上で壇上からの質問とさせていただきますが、最後になり大変恐縮ですが、2期8年にわたり中川勝市長におかれましては、本市を、そして置賜を見事に牽引くださいましたことに心から敬意を表します。また、大河原真樹副市長、土屋宏教育長におかれましても、その御功績に心から敬意を表するところであります。今後も御健康に留意なさってください、ますますお元気で過ごしてくださいように御祈念を申し上げます。本当にありがとうございました。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

〔佐藤明彦市民環境部長登壇〕

○佐藤明彦市民環境部長 私からは、1の廃食用油のリサイクルの促進に向けてについてお答えさせていただきます。

初めに、(1)の地球温暖化防止対策と循環型社会の構築に向けての取組についてですが、議員お述べのとおり、IPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の第6次報告書では、地球温暖化の原因が人間活動の影響であることに「疑う余地がない」とし、また、猛暑や大雨などの極端な現象の増加にも人間活動の影響が現れている

と結論づけました。

また、気象庁はこの夏が過去126年で最も暑い夏になったと発表し、国連事務総長も世界の平均気温が観測史上最も高くなる見通しであることを受けて、「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と警告しており、地球環境の悪化がとどまる兆しは見られず、より一層の危機意識と行動変容が求められると認識しているところでございます。

本市では、令和2年のゼロカーボンシティ宣言後、令和3、4年度には再生可能エネルギーのポテンシャル調査、導入目標の策定を進め、今年度は本市の地球温暖化対策実行計画【区域施策編】の中間見直しを行い、本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえた修正を行うとともに、この再生可能エネルギーの導入目標を計画の中に盛り込みました。

本市の二酸化炭素排出量は、2019年現在で74万7,000t-CO<sub>2</sub>の状況でございまして、2030年度には52万6,000t-CO<sub>2</sub>、2050年には10万3,000t-CO<sub>2</sub>まで削減することにより、森林吸収を差し引き、ゼロカーボンを目指してまいりたいと考えております。

ゼロカーボンシティの達成のためには、温室効果ガスの排出を削減するために、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入が必要であり、これらは地域一丸となって推進していく必要がありますが、まずは行政が率先して行動し、公共施設における運用の改善、再生可能エネルギーの導入などを推進することで、本市の取組が地域の参考となるように取り組んでまいります。

また、本年10月13日に開催されました全員協議会におきまして、環境省が全国100地域をモデル地域として選定する脱炭素先行地域の選定に向けた取組について説明させていただいたところでございますが、現在は、脱炭素先行地域づくり事業に選定された場合を想定しまして、事業採算性、あるいは持続可能な実現性の高い事業となる

よう、地域金融機関、電力小売事業者などと連携しながら調整を進めているところであります。脱炭素先行地域づくり事業のみならず、他の国の補助金等を積極的に活用した取組ができるよう、検討を進めているところでございます。

次に、（２）の脱炭素化に向けてのバイオ燃料についてですが、現在、本市における家庭から出る廃食用油の取扱いにつきましては、凝固剤で固めるか、古い布や新聞紙などに含ませて、いずれも可燃性ごみとして収集し、千代田クリーンセンターで焼却している現状にございます。その際、燃焼時に発生する熱エネルギーを余熱利用や発電に活用しており、いわゆるサーマルリサイクルを行っているところでございます。

また、燃料としての活用ではございませんが、市内の小中学校給食や飲食店から出る廃食用油につきましては、長年にわたり市内の障がい者施設で回収し、石けんとして再生し、学校、公共施設、飲食店にて使用されているほか、ふるさと納税の返礼品ともなっており、好循環の取組を行っているところでございます。

また、技術革新に伴う取組としましては、廃食用油を活用しましたバイオ燃料として、ＢＤＦと呼ばれるディーゼルエンジン用のバイオ燃料、ＨｉＢＤと言われる高品質バイオディーゼル燃料、航空機の脱炭素化に着目した持続可能な航空燃料であるＳＡＦなどの廃食用油の活用が注目されており、国においても航空燃料の原料製造・社会実装化実証事業を推進しており、化石資源由来の燃料の代替促進の動きが活発化していると捉えており、本市での活用については、今後検討を進めていくことが課題と考えております。

近隣では、高畠町におきまして廃食用油を回収し、山形市内の事業者に取り上げていただき、そこでリサイクルされた廃食用油は域外にバイオ燃料として供給されているとのことでございます。

議員お述べのとおり、ゼロカーボンシティを目

指す本市におきましても、こうした取組による循環型のシステムや廃棄物の削減と再資源化は重要な課題だと認識しております。これまで、廃食用油の再利用について特に燃料利用が進んでいないのは、事業採算性などボトルネックとなる部分がなかなか解消が難しいことが考えられるところでございます。そのことも踏まえて、まずは廃食用油の分別収集から取り組めないか、再度先進事例などを参考に検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、第３期環境基本計画の各種施策の目標値や成果指標の達成状況についてお答えします。今回の質問に関連する令和３年度の本計画の見直し時の状況でございますが、成果指標であるごみ総排出量につきましては、目標値２万５、０００トンに対しまして、令和２年度の実績値が２万６、４７９トン、ごみのリサイクルにつきましては、目標値１５．２％に対しまして、令和２年度実績値が１２．３％であることから、いずれも未達成という状況でございました。

このため、本計画の最終年度となる令和７年度までに限定せず、市民の皆様が目標達成につながる行動に移せるよう、効果的で分かりやすい情報発信に努めるとともに、廃食用油のリサイクルを含め、食品残渣や製品プラスチックの適正なリサイクルルートを確保するなど、様々な仕組みづくりを行ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○相田克平議長 安部上下水道部長。

〔安部道夫上下水道部長登壇〕

○安部道夫上下水道部長 私からは、１の（２）脱炭素化に向けてのバイオ燃料についてのうち、事業所等からの油流出に伴う下水道への影響についてお答えいたします。

米沢市公共下水道条例では、下水道に流せる排水に関し、機械油などの鉱油類の含有量は１リットルにつき５ミリグラム以下、サラダ油やラードなどの動植物油脂類の含有量は１リットルにつ

き30ミリグラム以下の排水基準を定めており、これらを超える排水が継続して公共下水道へ流れるおそれがある場合は、排水から油を取り除くグリストラップなどの除害施設を設置しなければならないとしております。

除害施設を設置すれば、施設の維持管理のため、毎日のごみの除去などの定期的なメンテナンスも併せて義務づけております。万が一、除害施設が機能不全となり、多量の油が下水道に流入した場合、下水道管の詰まり、下水処理施設での火災の発生や処理能力の低下の原因となります。

しかしながら、設置事業所において適切に維持管理していただいている状況でありますことから、これまで公共下水道施設に大量の油が流入することなく、安定した下水処理を継続できているところです。

公共下水道を安全・安心に利用していただくためには、環境負荷の高い廃油は家庭や企業などで適切に処理することが必要であるため、今後とも御協力をお願いしたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 玉橋選挙管理委員会委員長。

〔玉橋博幸選挙管理委員会委員長登壇〕

○玉橋博幸選挙管理委員会委員長 私から、2の公職の選挙における「通称認定申請書」と「開票資料」についてお答えいたします。

まず、(1)「通称認定申請書」と「開票資料」の基準について申し上げます。

初めに、通称認定申請書であります、選挙の立候補届出の際に書類に記載する候補者となるべき者の氏名は、公職選挙法により、当該候補者となるべき者の戸籍簿に記載された氏名、本名でなければならないとされております。

しかしながら、本名以外の呼称で本名に代わるものとして広く通用しているもの、いわゆる通称がある候補者については、立候補の届出に併せて通称認定申請を行い、選挙長の認定を受けることにより、選挙に関わるポスターやビラ、選挙公報

などにおいて通称を使用することができることとなっております。

候補者が通称を用いようとする場合、その通称が本名に代わり広く通用しているものであることを証明する必要がある、例えば手紙、はがき等の信書、著書、その他その人の社会的関係を幅広く見て、その人の呼称として通用している実績を示す必要があります。

以上のように、通称認定申請に基づき、選挙長が本名に代わるものとして広く通用していると認定した場合には、認定書が候補者に交付され、通称使用が可能となります。

なお、氏名の漢字を平仮名にして選挙運動を行う場合も通称認定の手続を必要としますが、この場合は特にその実績を示す必要はございません。

次に、開票資料についてであります、これは公職選挙法に基づくものではありませんが、開票の際の有効性や得票分類の参考資料とするため、候補者の氏名、本名に代わる呼称や屋号、旧姓等がある場合に、立候補の届出に併せて提出していただいております。

世間一般において候補者を指すものとして一定の認知がある場合に、当該呼称を記載した投票が有効投票と解されることがあるために、参考としているところであります。

開票資料の提出をいただいた後、開票時に疑問票の有効・無効を判定する効力審査係が効力判定の会議を開催し、その有効性の具体的な基準、判定を決定しております。

効力判定会議では、公職選挙法第68条の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするよう判定しております。

一方で、開票資料により提出いただいた呼称や屋号、旧姓などが他の候補者と同姓や同名になることにより無効と判定せざるを得ない場合がございます。投票の有効か無効かの基準、判定が客観的な条件により左右されますことについて、丁

寧かつ十分に説明していくことは極めて重要であると感じております。

次に、（２）基準のより一層の明確化及び周知の徹底についてであります。開票資料について、さきに述べましたように、投票の有効か無効の基準、判定が客観的な条件により左右される場合があることについて、候補者に混乱を招くことのないよう、議員の御指摘にありますように、より一層の明確化、周知の徹底について努めてまいります。

具体的には、立候補の際の事前説明会や選挙立会人説明会などの機会を捉えて、丁寧かつ十分な説明を行ってまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

私からは以上であります。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○２３番（齋藤千恵子議員） 御答弁ありがとうございました。

まず、大項目２つ目の公職の選挙における「通称認定申請書」と「開票資料」についてから再質問させていただきます。

先ほどの御答弁の、通称認定申請書の通称として使用が認められない文字、呼称その他通称に関わる制約について、もう一度お伺いさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 玉橋選挙管理委員会委員長。

○玉橋博幸選挙管理委員会委員長 通称についてですけれども、一般的に例えば投票の有効か無効かを判断するときに、記号、「○」とか「×」とか、あるいは単なるＡＢＣとか、そういうものについては無効とされる場合も多いわけですので、通称についても同様に扱うべきかと考えております。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○２３番（齋藤千恵子議員） この通称認定は、１人が１つと、もちろん複数提出することはできないわけですが、１人１つの通称ということで間違いなかったでしょうか。

○相田克平議長 玉橋選挙管理委員会委員長。

○玉橋博幸選挙管理委員会委員長 そのように考えております。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○２３番（齋藤千恵子議員） 一方、開票資料についてであります。今の御答弁を伺いますと、あらかじめ提出した開票資料は本市独自のもので、あくまで得票の参考にするものなので、何かに基づいたものとか、そういうことははっきり断言できないという御答弁だったと思いますが、客観的のところの御答弁がいま一つははっきり分からなかったのですが、もう一度御説明いただいてよろしいでしょうか。

○相田克平議長 玉橋選挙管理委員会委員長。

○玉橋博幸選挙管理委員会委員長 開票資料につきましては、通称認定申請書と異なりまして、先ほど申し上げましたように、公職選挙法に規定されたものではないということで、市町村によってはこのようなものの扱いをしていない市町村もあると聞いております。したがって、あくまで参考ということで、有効か無効かを判断するときの参考というか、そういうことで頂いているものです。したがって、そこに記載されたからといって必ずしもそれを採用するかどうかというのは、その開票状況、例えば同姓とか同名の方が複数いらっしゃる場合とか、様々な場合がありますので、一概にこれは有効でこれは無効だとあらかじめ基準を設けるようなものではないと。あくまで開票状況の中において判断の一つの参考資料として扱っているものだとして認識しております。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○２３番（齋藤千恵子議員） そうしますと、私がお伺いしたい旧姓使用については、どのように判断なさっていらっしゃるのでしょうか。

○相田克平議長 玉橋選挙管理委員会委員長。

○玉橋博幸選挙管理委員会委員長 旧姓を例えば通称に使う場合には、戸籍等で確認はできるわけですが、開票資料に旧姓を載せることについては一向に構わないかと思ひまして、この場合は

一々証明するような資料等の添付も規定されておきませんので、あくまで開票状況に応じて、旧姓を採用するかどうかというのを開票状況の効力判定会議の中で考えていくべきものだろうと考えておりますので、旧姓はもちろん採用される場合もあり得ると考えております。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番(齋藤千恵子議員) 御参考までに、米沢市の職員旧姓使用取扱規程として、通称または旧姓使用に関しては明記した規定があるということは皆様御存じのとおりだと思います。旧姓使用が、今回の場合は、同姓の方がいらっしゃる場合とか、その状況に応じてそれが有効なのかどうかを効力判定会議のところで事前に決めておく認識して間違いなかったでしょうか。

○相田克平議長 玉橋選挙管理委員会委員長。

○玉橋博幸選挙管理委員会委員長 事前にということではなくて、開票時においてその状況を見ながら有効か無効かというのが判断されていくというものかと考えております。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番(齋藤千恵子議員) ありがとうございます。事前説明会でも、確かに開票資料に載せたものが全て認められるということではないということは既に何度もお聞きしているところですが、先ほど選挙管理委員会委員長が答弁くださいましたように、なかなかその基準というものが曖昧というか、効力判定会議でその都度一々一つずつ諮って、これが有効か無効かということになさっていらっしゃるとはお聞きしたわけですが、その点についても、ぜひもう少し明確に候補者に周知いただければ大変ありがたいと思ったところでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に大項目1つ目、廃食用油のリサイクルの促進に向けて再質問させていただきたいと思います。

回収システムを構築し事業化することはなかなか

か現段階では困難であるという過去の御答弁と、今回の御答弁はあまり変わりなかったということは、世界的にこれだけエネルギー政策が日々議論されている中で、また様々進化している中で、甚だ残念なわけではありますが、ただ分別収集について先進事例を参考にしながら、もう一度検討していただけるという御答弁をいただきましたことは、まず一歩進んだものと認識しているところであります。

脱炭素化、それから低炭素化の社会に向けた自治体の役割というものを、もう一度どのように認識していらっしゃるか、お伺いさせてください。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 壇上からも答弁させていただきましたが、2050年のゼロカーボンに向けた取組というのは、全世界の問題でもあり、本市の問題でもあるということで、しっかり取り組んでいく必要があると考えております。その中でもやはり行政の役割、先導しながら、市民の方に協力を求めていくという姿勢が非常に重要かと考えておりますので、まずは行政が率先して様々な事業や行動に取り組みながら、市民の方にも事業者の方にも様々なお願いをして、一緒になって取り組んでいただけるように進めていくという考えでございます。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番(齋藤千恵子議員) 以前、本市における廃食用油、家庭用の廃食用油の場合ですが、回収のシステムをつくる、そういう仕組みづくりは市内にごみの収集所が2,000か所もあり、その管理は各町内で管理しているので、管理上大変問題があるのだということでありましたが、先進的な取組をしている京都市の例を一つ御紹介してください。

京都市では、各家庭からのごみの収集という形ではなく、拠点回収という形を取っていらっしゃるようです。1,300世帯に1か所で、2,000か所の拠点をつくって回収に成功して、BDF化し、市

のバスの一部、またごみ収集車全車に利用されているようであります。京都市で今、国内最大の精製能力のあるバイオディーゼル燃料化施設があるわけであります。

このように、分別収集というところも、各家庭からごみとして出してもらい、それを回収するのか、拠点回収として市民自らがそこに足を運び回収するか、様々な方法を全国的には取っているようにあります。

また、外食系のある企業では、店舗からの外食系廃食用油の回収のみならず、一部の店舗には、お客様の家庭用廃食用油の回収にも取り組み、お客様自らがお店に持ってきていただくと。そうやって持ってきていただいて、バイオディーゼル燃料の製造に励んでいらっしゃるそうであります。

御紹介したのは、廃食用油の回収という小さいことだとは思いますが、大事な地球の環境を守って次世代に残すことこそが今を生きる私たち大人の責務であると強く思うから、何度もこうして質問させていただいているわけであります。

具体的な解決へ向けた取組を行政が主導して取り組むべきであると考えますが、様々な計画書を拝見しても、そうした行政が主導して取り組むという姿がなかなか見受けられないのでありますが、その点はいかがでしょう。

○相田克平議長 佐藤市民環境部長。

○佐藤明彦市民環境部長 京都の例をただいま御紹介いただきまして、私もいろいろ調べさせていただいたところですが、おっしゃった取組によりまして、市民の方々が積極的に関わることで、地域のコミュニティーの活性化ですとか、環境教育にもつながっているということで、すばらしい取組で非常に参考になる事例だということで私も感じたところでございます。

残念ながら、今のところは回収についての取組というところがまだ具体的なところはやれていないところでございますけれども、全国各地を見ますと、様々な自治体で自治体が主導してやって

いる事例も多くあると報告されておりますので、やれる方向に向けてしっかりと検討していく必要があると考えております。

第3期米沢市環境基本計画の中でも、ごみの減量化と再資源化の推進というのはいったいありますので、そういった取組の中でどうやってできるのかというところをしっかりと先進事例を研究させていただきながら、具体的に方向性を付けていくような、道筋をつけていくような検討を進めてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 齋藤千恵子議員。

○23番（齋藤千恵子議員） ありがとうございます。先ほど壇上からも申し上げました昨年の第3期米沢市環境基本計画の中間見直しの中でも、なかなか行政が主導して施策を展開していく、それから喫緊の課題にどうやって向かっていくかという解決に向かう姿勢というのが見えるような、そういったことが大変大事ではないかと思ったものですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先日から、アラブ首長国連邦でCOP28が開かれているわけですが、日本は温室効果ガスの排出削減対策が取られていない新規の国内石炭火力発電所の建設を終了していくと表明しました。今、世界中で化石燃料をいかに減らしていくかが議論されているわけですが、世界の再生可能エネルギーの容量を2030年までに3倍にする誓約に世界116か国が加わり、日本も賛同したという報道が昨日ございました。こうした世界情勢を十分認識した上で、各自治体、本市にとって今できること、しなければいけないことをすべきと考えます。現場から具体的なソリューションをつくり出していくべきであるとも私もあるところであります。

最後になりますが、中川勝市長は令和2年10月8日、米沢市ゼロカーボンシティ宣言をいたしました。豊かな自然に抱かれ人と環境にやさしく快適で美しいまちを実現すべく、様々な施策に取り

組んでいらしたことに、その重要性にも大いに賛同するところでございます。ぜひ最後に、中川市長がこの宣言をしたときの思いなど御答弁いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 中川市長。

○中川 勝市長 議員もお述べになりましたように、今地球の自然環境の破壊というものをどのように遅らせていくかということは、本当に単に米沢市だけの問題でなく、我が国の問題でもあり、全世界の問題であると。そういった中で世界的な取組が進められてきて、我が国でも2050年までにはゼロカーボンにしていくと。それに沿って、一自治体である米沢市も、何らかその方向に向けて取り組んでいく必要があるであろうという思いでゼロカーボンシティを宣言させていただきました。

ただ、今COP28、ドバイで開かれているわけですが、ゼロカーボンに向けて二酸化炭素排出抑制については、なかなかやはり各国間のいろんな諸問題が相絡まとうまく進んでいないという現状にあると我々も見ておるところであります。

そういった中であって、先ほど来お話がありますように、行政がリーダーシップを執ってということのお話もございました。そういった中で、ゼロカーボンもそうありますし、やはり今の現実社会の中でこれにどう取り組むかというのは非常に厳しい問題があるとは私自身も理解しております。

そういった理解の下に、今度はプラスチックごみゼロ宣言もさせていただいたところでもありますし、また化石燃料を使用しない発電についても、米沢市は本当に再生可能エネルギーでは県内でトップクラスのいろいろ発電の種類もございますし、今現在2万世帯分くらいを再生可能エネルギーで発電することができるという状況にもなっております。そういったことを考えてみますと、いかにやはり行政のリーダーシップが今後

必要になってくるかということは、私からも正直言って、言うまでもありません。

それで、私もここ一、二年の各地区との市長との座談会の中では、こうした取組について、市民の皆様に、地域の皆様にぜひこういったことを御理解いただきながら、御協力もいただきたいということは話をさせていただいてきているところであります。

そういった中であって、今回のCO<sub>2</sub>排出を削減する取組にはいろいろあるわけですが、BDF、この問題につきましても私、十数年前、県議の時代でしたけれども、もう先進的に取り組んでいる岡山県の真庭市に視察に行った経験がございます。それでそこの方がバイオディーゼルで車を運転しておりまして、その車にも乗せていただいたことがありました。このようにやはりしっかりと、真庭市は米沢よりも人口規模も小さな町でありますけれども、そしてその取組で一番大変だったのは、廃食用油をどのように回収するかということが一番の課題であったようでした。最初は、使った油をそれぞれの家庭の玄関前において、それを回収するという方法から始められたようでありました。

ただいづれにしても、京都市の取組もお話にありましたけれども、それぞれの自治体において本当にどこまでやれるかと、どこまで行政がリーダーシップを取ってやっていくことができるかということについては、やはりそれは多少違いがあるかもしれませんが、しかし、これからの我々が住んでいる地球を子供たちの未来に残していくということを考えた場合には、しっかりと今できること、CO<sub>2</sub>排出を極力少なくしていくということにしっかりと行政も取り組んでいって、民間でも再生可能エネルギーを現に新電力会社から供給している企業もあるようですので、こういった何で必要なかということをもっともっと啓蒙、啓発、PRしていって、我々行政としてももっともっと取り組んでいく必要

があると思っておりますので、BDFの問題につきましても、こういったCO<sub>2</sub>の排出を減らせる、化石燃料を使わないという意味では、今後どこまでそれでCO<sub>2</sub>を削減できるかはまた別問題なのかもしれませんけれども、それも一環としてぜひやはり取り組んでいく必要があると、このように考えておりますので、今後ともいろんな方法で地球環境の破壊を極力少なくしていく米沢ということも含めて取り組んでいってほしいと期待しておるところであります。

以上であります。

○相田克平議長 以上で23番齋藤千恵子議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時07分 休 憩

午後 0時07分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に進みます。

日程第2 議第80号米沢市特別職の職員の給与に関する条例及び米沢市病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について外5件

○相田克平議長 日程第2、議第80号米沢市特別職の職員の給与に関する条例及び米沢市病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正についてから日程第7、議第85号令和5年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）までの議案6件は、議事の都合により一括議題といたします。

この場合、市長から提案理由の説明を求めます。  
中川市長。

〔中川 勝市長登壇〕

○中川 勝市長 ただいま上程になりました議第80号から議第85号までの6案件について説明いたします。

初めに、議第80号米沢市特別職の職員の給与に関する条例及び米沢市病院事業の管理者の給与等に関する条例の一部改正について説明いたします。

本案は、常勤の特別職の職員及び議会議員並びに病院事業の管理者に対して支給する期末手当の支給割合を変更するため提案するものであります。

次に、議第81号米沢市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について説明いたします。

本案は、山形県人事委員会勧告に準じ、一般職の職員の給料月額の設定並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を変更するため提案するものであります。

次に、議第82号から議第85号までの補正予算4案件について説明いたします。

議第82号令和5年度米沢市一般会計補正予算（第10号）は、給与改定や会計間異動等に伴う職員給与費及び特別会計繰出金などのほか、物価高騰対策として国の補助金を活用し実施する住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付金の給付事業に要する経費として、6億5,718万6,000円を増額補正しようとするものであり、この結果、補正前と合わせた一般会計の予算総額は436億1,546万3,000円となります。

これらに伴う財源といたしましては、特定財源として国庫支出金を増額補正するほか、一般財源として財政調整基金繰入金を増額補正しようとするものであります。

次に、特別会計であります。議第83号令和5年度米沢市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）、議第84号令和5年度米沢市後期

高齢者医療費特別会計補正予算（第１号）及び議第85号令和５年度米沢市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）につきましては、給与改定及び会計間異動等に伴う職員給与費などを補正しようとするものであります。

以上、提案いたしました各議案につきまして、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○相田克平議長 ただいまの市長説明に対し、総括質疑を許可いたします。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 なければ総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案６件は、会議規則第37条第１項の規定により、配付しております議案付託表（追加）のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

所管の委員会は、会議日程により慎重審査の上、来る12月15日の本会議にその結果を報告いたします。

.....

散 会

○相田克平議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 〇時 13分 散 会